

令和2年9月15日

広島県危機対策推進事業者連絡会様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針の
改正について(令和2年9月15日一部改正)

本県では、最新の感染状況などを踏まえ、令和2年5月15日制定（令和2年8月31日一部改正）の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針」を改正しました。

については、各事業者におかれましては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき、引き続き感染防止対策の徹底に取り組むようお願いします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担当 危機管理課 三上
電話 082-513-2786



新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定

(令和2年5月22日一部改正) (令和2年5月26日一部改正)

(令和2年5月29日一部改正) (令和2年6月18日一部改正)

(令和2年7月 9日一部改正) (令和2年7月31日一部改正)

(令和2年8月31日一部改正) (令和2年9月15日一部改正)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定（令和2年8月31日一部改正）の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き、感染拡大防止を図る。

1 基本的な考え方

- 本県においては、7月以降、飲食店などでの感染の広がりや若年層の感染が多く確認されており、また、感染経路が不明なケースも多く見られる。一方で、8月以降、新規感染者数は、減少傾向を示し、本県の感染状況は、一定程度に収まっている。
- 医療の状況をみると、重症者数や療養者数は少なく、また、感染者のための入院病床や軽症者用の宿泊療養施設の確保、PCR検査などの検査能力の増強などに取り組んでおり、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに、医療状況がひっ迫する恐れは少ない。
- 専門家からは、「感染は散発的発生に抑制されており、医療提供体制に特段の支障がないステージIに相当する状態にある。引き続き、感染防止対策に取り組むことが望ましい」との見解が示されている。
- 県では、こうした状況を踏まえ、引き続き、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本とし、別紙「広島積極ガード宣言」のもと、県民、事業者、行政が連携して、感染拡大防止対策に取り組むこととする。【本県の感染状況：ステージI】
- 国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。
- 本県では、他地域の感染状況などに鑑み、6月19日から他の都道府県への移動の自粛を解除しているが、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えることとしている。また、イベントの開催については、国の方針を参考に、当面11月末まで、開催制限を行うこととし、12月以降の取扱いについては、後日、対処方針を改正するものとする。
- 疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は、再度、制限を強化し、まん延防止に取り組む。
- こうした制限の緩和・強化にあたっては、「ステージ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断する。（別紙「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」）
- 本県においては、ステージIIIに移行しないように、対策を講じるめやすとなる「警戒基準値」を設定し、極力、行動制限を行うことなく、県民が日常の生活を続けられる状態を保ちながら、感染拡大防止に努めることとする。
- 国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行う。

2 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項

- 外出の自粛や休業の要請などの行動制限は、感染拡大防止の効果は非常に大きいが、一方で、社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため、行動制限を行う事態になる前に、県民、事業者、行政が、まさに一丸となって、感染の拡大防止に取り組むことが重要である。
- 本県においては、7月以降、飲食店などの感染の広がりが確認され、また、若年層の感染が多いことから、感染確定までの間に、感染者が広範囲にわたって移動・活動し、接触者を増やしている状況が見受けられる。
- また、発症初期は、新型コロナウイルス感染症の症状と風邪の症状が似ていることから区別がつきにくく、発症から検査までの数日間、様子を見ているケースや複数の医療機関を受診した後に検査に繋がるケースが散見され、その間に感染が広がることも懸念される。
- 感染の拡大を抑えるためには、感染者を早期に発見し、入院治療などの措置につなげ、感染の連鎖を遮断していくことが肝要であり、県民、事業者、行政が連携して次の取組を進める。

(1) 施設やイベントでの「広島コロナお知らせQR」の積極的な活用

施設などに掲示されているQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスを登録した施設利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることを伝え、円滑にPCR検査を受けられるようにする。

- 事業者は、利用者に安心・信頼して施設の利用やイベントへの参加をしていただくため、県が令和2年8月14日から提供している「広島コロナお知らせQR」を積極的に導入する。
 - ・ 県ホームページからQRコードの発行を申込み、QRコードを施設やイベントにおける客席や入口に掲示し、施設の利用者やイベント参加者に登録を呼び掛ける。
 - ・ 併せて、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言を行う。
- 県民は、感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ、また、お知らせを受けた場合には、連絡先を探す負担がなく、PCR検査の申込みや受診ができることから、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用する。
 - ・ 併せて、国の接触確認アプリ（COCOA）を利用する。
- 行政は、感染者の早期発見、PCR検査の円滑な案内、積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため、飲食店を中心に「広島コロナお知らせQR」の早期普及を図る。

(2) 風邪の症状などがある場合の早期の検査実施

新型コロナウイルス感染症か、それとも風邪かの区別がつきにくい場合であっても、風邪の症状、倦怠感などがあれば、しばらく様子を見ることなく、直ちに、身近な診療所などで受診して、検査を受けられるようとする。

- 行政は、医師会の協力のもと、身近な診療所などにおいて、検体採取時のリスクや負担を軽減することが可能な唾液検体の採取を行えるようにするなど、検査体制を整える。
- 県民は、風邪の症状が出た場合、様子を見ることなく、事前に連絡して、身近な診療所などで受診する。
- 事業者は、従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな、医療機関への受診を促す。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の推進

県民が安心して店舗を利用できるように、店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝えることを目的としたこの制度について、宣言店の増加を図るとともに、店舗ごとの自主的な取組に委ねるだけでなく、感染症対策の取組状況を確認していく。

- 行政は、関係団体と連携し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知や「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の普及を進めるとともに、飲食店などを訪問し、感染症対策の取組状況を確認していく。
- 飲食関連事業者などは、ガイドラインなどに基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言する。
また、適宜、ガイドラインの見直しを行う。
- 県民は、飲食店などを利用する際には、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用する。

【感染拡大防止の観点からの店舗名の公表】

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って、クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また、ガイドラインに掲載している感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。

3 移動の自粛について（法第24条第9項）

他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

4 施設の使用制限及び催物の開催停止の協力要請（法第24条第9項）

(1) イベントの開催条件【令和2年11月30日まで】

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数をめやすとして、イベントを開催することができる。

ア 参加人数

次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

(ア) 人数上限

a 収容定員が設定されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか多い方を上限とする。

(この場合、収容定員が10,000人以下の場合は5,000人となり、収容定員が10,000人を超える場合は収容定員の50%となる。)

b 収容定員が設定されていない場合

次の「収容率要件」a, bにおける「収容定員が設定されていない場合」の例による。

(イ) 収容率要件

- a 大声での歓声、声援などが想定されない場合

収容率の上限を100%とする。具体例は次のとおりである。

- (a) 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

収容定員までの参加人数とする。

- (b) 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・ 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする。

・ 収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人との接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されないイベントの例】

音楽	クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲などのコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンスなど
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊など
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞など
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術など
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベントなど
展示会	各種展示会、商談会、各種ショーエ

- b 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次の具体例のとおりとする。

- (a) 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

- (b) 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・ 収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%までの参加人数とする。

・ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔（1m）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例】

音楽	ロックコンサート、ポップコンサートなど
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲など
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレースなど
公演	キャラクターショーなど
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

イ 感染防止対策

(ア) 消毒の徹底等

出入口、トイレなどでの手指消毒、施設内でのこまめな消毒、手洗いの奨励など

(イ) マスク着用の担保

マスク着用状況を確認し、マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など

(ウ) 有症状者の出演、入場などを確実に防止

検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど

(エ) 参加者の把握

事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用など

(オ) 大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは、鳴り物の使用を禁止し、個別に注意・対応できるようにするなど

(カ) 3密の回避

こまめな換気、入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避（時間差入退場、人員の配置、導線の確保など）、休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底、入場口・トイレ・売店などでの密集が回避できない場合は、その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など

(キ) 演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）など

(ク) 交通機関、イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避

イベント前後の公共交通機関、飲食店などでの密集を回避するため、交通機関、飲食店などの分散利用について注意喚起など

ウ 祭りなどの行事の開催について

祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについては、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

エ 事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

(2) 施設の使用条件

施設の使用にあたっては、県民が安心して利用できるよう、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお、次表の施設については、これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理すること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

(3) 食事提供施設

食事提供施設の状況は多様であり、一律の対策をあてはめることは困難であることから、次の取組への協力を要請する。

- ① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して、店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し、速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して、自主的な感染予防対策を見える化し、利用者の安心感の向上に努めること。
- ③ 「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用して、施設にQRコードを掲示し、利用者への登録を呼び掛けることで、利用者の安心・信頼感の向上に努めること。

5 県民に対する要請（法第24条第9項）

- ① 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。
- ② 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、あらかじめ連絡をした上で、身近な診療所などで受診すること。また、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。
- ③ 飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。
- ④ 参加者及びその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けること。また、会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。

- ⑤ これまで全国でクラスターが発生した施設において、4－（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ⑥ 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- ⑦ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑧ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑨ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑩ 接触確認アプリを積極的にインストールすること。また、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用すること。
- ⑪ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

6 事業者に対する要請（法第24条第9項）

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな、医療機関への受診を促すこと。
- ③ 4－（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参集し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ④ 引き続き、Web会議、テレワークの積極的な活用などにより、出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ⑤ 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑥ 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するよう促すこと。また、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。
- ⑦ 飲食関連事業者などにおいては、ガイドラインなどに基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言すること。
- ⑧ 接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に導入すること。
- ⑨ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑩ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

7 施行期日

令和2年9月15日一部改正における4の（1）イベントの開催条件に関する改正は、同年9月19日から施行し、その他の改正は、同年9月15日から施行する。

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 1/3

別紙

区分	ステージI (感染散発)	ステージII (感染漸増)	ステージIII (感染急増)	ステージIV (感染爆発)
感染状況	■ 感染者が散発的に発生 (疫学的状況)	■ クラスターが度々発生し、 感染者がどんどん増え、 重症者が徐々に増加	■ ステージIIに比べ、クラスターが広範に多発するなど、感染者が急増	■ 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者や死亡者が発生し始める。
医療提供体制に特段の支障がない。 (医療状況)	■ 医療提供体制にひつ迫具合(病床全体及び重症者用病床の占有率)について	■ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の負荷がさらに高まる。 ■ 一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要	■ 公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要	● 最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が $1/2$ 以上
指標 (めやす)	<p>◇ 警戒基準値</p> <p>ステージIIIに移行しないように対策を講じるめやす</p> <p>① 病床のひつ迫具合(病床全体及び重症用病床の占有率)について</p> <p>最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が$1/5$以上</p> <p>● 現時点の確保病床数(追加確保の見込みがある病床を含む。)の占有率が$1/4$以上</p> <p>② 人口10万人当たりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が15人以上</p> <p>(換算値：約170人/日)</p> <p>③ 新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が4人以上(換算値：平均16人/日)</p> <p>④ 直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。</p> <p>⑤ 感染経路不明割合が50%</p>			

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 2/3

区分	ステージⅠ (感染散発)	ステージⅡ (感染漸増)	ステージⅢ (感染急増)	ステージⅣ (感染爆発)
県民の皆様への要請	3密回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳工チケット、人との距離確保 「広島コロナお知らせQR」の積極的な利用、接触確認アプリのインストール	警戒基準値に達する場合の取組例 ■家庭での感染が多い場合> ■風邪症状が出た場合の早期受診の徹底 ■家庭内の体調チェックを実施 <飲食店などでの感染が多い場合> ■大声で話す・大声での応援などを控える。	■夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛 ■飲食店における人數制限 ■感染予防を徹底できなしない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた移動の自粛	■外出の自粛 ■県境を越えた移動の自粛 ■集会の人数制限
事業者・企業への要請	感染防止のための業種別ガイドラインなどの順守徹底・適宜見直し Web会議・テレワークの活用、時差出勤、座席間距離確保、執務オフィス分散 「広島コロナお知らせQR」の積極的な導入、接触確認アプリの活用	警戒基準値に達する場合の取組例 ■職場での感染が多い場合> ■検温、発熱者などの入場防止の徹底 ■体調不良の従業員に休暇・受診を徹底 <飲食店などでの感染が多い場合> ■業界団体による感染防止普及活動	■ガイドラインを順守していない飲食店の休業 ■イベント開催の見直し ■観光地施設などの入場制限 ■飲食店における人數制限 ■感染予防を徹底できなしない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた出張の自粛	■生活必需品を取り扱う事業者などを除き、施設の使用制限 ■観光地施設や公共施設の人数制限や閉鎖 ■イベントの開催自粛 ■学校の休校 ■出張の自粛、出勤をできるだけ回避

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 3/3

区分	ステージⅠ (感染散発)	ステージⅡ (感染漸増)	ステージⅢ (感染急増)	ステージⅣ (感染爆発)
行政の取組				
	<p>＜感染者の早期発見＞</p> <ul style="list-style-type: none">■積極的疫学調査の実施■検査対象とする接触者の拡大	<p>■身近な医療機関での検体採取の実施</p> <ul style="list-style-type: none">■「広島コロナお知らせQR」の普及	<p>■風邪症状時での検査実施</p> <ul style="list-style-type: none">■分析に基づく対策強化	
＜情報分析＞				
	<p>■感染経路・要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none">■クラスター発生状況の分析			
＜感染拡大に備えた医療体制の整備＞				
	<ul style="list-style-type: none">■感染者のための入院病床の確保、軽症者・無症状者用の宿泊療養施設の確保■検査機器の整備などによる検査能力の拡大■医療従事者などに対する支援	<ul style="list-style-type: none">■医療機材の確保、機材を扱う人材の確保■感染症医療支援チーム及びDMAT・DPATの派遣支援		
＜保健所の体制強化＞				
		<p>■人的応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">■休業要請を行った場合の事業者支援		
＜感染予防・拡大防止＞				
	<ul style="list-style-type: none">■ガイドラインの提示■明確なメッセージ発信	<ul style="list-style-type: none">■「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡大■相談のためのコールセンターの設置	<ul style="list-style-type: none">■宣言内容の確認・助言	
警戒基準値に達する場合の取組例				
	<ul style="list-style-type: none">■県民・事業者への警戒強化の呼び掛け■感染が増加している要因を分析し、発生状況などを基に、対象を絞った対策を実施■感染拡大業種などを対象とした検査実施■感染拡大地域でのキャラバン隊の巡回	<ul style="list-style-type: none">■宿泊療養により難い場合における軽症者・無症状者で重症化リスクの低い人にに対する自宅療養の実施■重症化リスクの高い発症者を優先的に対応する臨時の医療施設の運用・追加		

感染拡大に対する警戒強化宣言～第2波を防ぐために～
「広島積極ガード宣言」

R2.7.21 広島県

1 趣旨

- 本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の一定の落ち着きを見て、第2波の到来に備えた検査能力増強や医療提供体制強化、並びに経済活動支援等の取組を進めているところである。
- こうした中、7月に入り、広島市や福山市等で連続して感染者が発生し、かつ、感染経路不明者の割合が高まっており、特に、7月期の特徴は、4月期と比較して、飲食店等の市中で感染拡大が進み、さらにその罹患者が若年者であることから感染確定までの間に広範囲にわたって移動・活動し、その間に接触者を増やしていることが挙げられる。
- これらのことから、7月期は4月期よりも急激かつ広範に感染が進むことが懸念され、専門家からも、第2波の入口に差し掛かっていると見られ、このまま推移すると感染者の大増の恐れがあるとの見解が示されている。
- 県民の健康で安心できる暮らしや雇用の維持確保をはじめ、経済活動正常化の動きを止めないために、現段階での再度の行動制限等は回避することを基本として、早急に感染拡大防止対策に取り組むこととする。

2 具体的な感染拡大防止対策

(1) 基本方針

行政は徹底した早期の新規感染者の捕捉などによる感染拡大防止対策に取り組む。

県民及び事業者は徹底した感染予防対策に取り組む。

これらを両輪として県民・事業者・行政が連携して警戒を強化し、第2波到来を阻止することを基本方針とする。

(2) 行政の取組

① 徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施

出来るだけ早期に陽性患者を捕捉し入院等の措置を取ることで他者との接触を遮断し感染拡大を防止する。そのために「検査体制の拡充」と「検査対象の拡大」に取り組む。

ア 検査体制の拡充

身近な医療機関でのPCRや抗原検査の検体採取を可能にして、感染確認検査の高頻度化を図り、感染者捕捉の入口を増加する。

そのため、

(ア) 検体採取を実施するクリニック等の協力医療機関の増加に取り組む。

(イ) 協力医療機関において、検体採取のリスクや負担を低減することが可能な唾液採取を普及する。そのために、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

(ウ) 協力医療機関において唾液採取による検査が可能となるまでの間は、医療機関を受診した者のうち、検査が必要と考えられる者の帰国者・接触者外来でのPCR検査への誘導拡大を図る。

イ 検査対象の拡大

疑わしい症状が出てから検査実施までの期間を最短化するために、身近な診療所や協力医療機関等において、従来よりも幅広かつ迅速に検査実施の判断を行うこととする。

② 積極的疫学調査の徹底

これまで、患者との接触者に対して、現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）や接触度合いに応じてPCR検査を実施してきた。

今後は、この検査対象者を更に拡大して、感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、これまでの検査対象者基準を拡大することで、より広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。

公表に関して、陽性と判明した後、速やかに、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつつ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。

集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行う。

また、発生が続いている時期においては、定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

③ 感染防止対策を整備した店舗等の拡大

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡充を図るとともに、業態ごとに優先順位を付けて、取組宣言店への実地確認等を行う。また、各施設に関して国等が示したガイドラインの適切性について全国の感染状況データ等入手するなどし、ガイドライン等のP D C Aにも取り組んでいく。

④ 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

国の接触確認アプリの導入を促進するとともに、調査の効率化と情報の確度を高め感染者の早期発見を徹底するため、「広島コロナお知らせQR」の活用等のデジタル技術の導入を図る。

(3) 県民及び事業者の感染防止対策の徹底

県民及び事業者が自ら基本に立ち返った感染予防策の徹底に取り組んでいただけるよう、以下を発信する。

① 県民に対する働きかけ

- ア 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人ととの距離確保等）を徹底してください。
- イ 検査対象を拡大することから、体調不良時は外出を控え、予め電話をした上で、身近な診療所などで受診し、医師の指示に従ってください。
- ウ 飲食店等を利用する場合は、ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用してください。
- エ 国の接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に活用してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。
- カ 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。

② 事業者に対する働きかけ

- ア 県が発表しているガイドラインに沿って、各職場にあった感染予防対策を講じてください。
- イ 従業員等が体調不良を訴えた場合には休暇の取得を促し、あわせて速やかな医療機関への受診を促してください。
- ウ 飲食関連事業者等においては、ガイドライン等に基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。
- エ 国の接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に導入してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えるように、従業員に注意喚起してください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。